

【契約の概要調書】

(契約件名) 南鳥島気象観測所発電機室棟工作室空調機更新工事
契約の概要 本件は、南鳥島気象観測所において著しい塩害によって故障した発電機室棟工作室空調機を更新し、工作室内を正常に冷却するものである。 履行場所：南鳥島気象観測所 完了期限：令和9年3月5日まで
注意点等 ・参加方式確認書類の提出期限 令和8年7月28日（火）17時まで ・最低価格落札方式 ・電子入札対象案件 ・電子調達システムの URL 及び問い合わせ先 調達ポータル https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/ 電子調達システムヘルプデスク 電話：0570-000-683

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

記

1. 競争入札に付する事項

- | | | |
|-------------|---|---------------------------------------|
| (1) 件 | 名 | 南鳥島気象観測所発電機室棟工作室空調機更新工事(電子調達システム対象案件) |
| (2) 工 事 種 目 | | 管工事業 1式 |
| (3) 工 事 場 所 | | 東京都小笠原村南鳥島 南鳥島気象観測所 |
| (4) 工 事 期 限 | | 令和9年3月5日 |

2. 競争に参加するものに必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8年度国土交通省競争参加資格(気象庁を希望した者に限る)又は気象庁一般競争参加資格において、「建設工事」のうちの「専門工事(管工事業)」の競争参加資格を有する者。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)
- (7) 以下に定める届出の義務を履行していない者でないこと。(当該届出の義務がない者を除く。)
 - ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

3. 入札説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 TEL 03-6758-3900(内線2517)

4. 入札説明書等の交付期間等

- (1) 交付期間 令和8年7月13日(月)から令和8年7月27日(月) 17時まで
- (2) 交付場所 上記3. に同じ
- (3) 交付方法 電子調達システム(GEPS)にて交付する。なおこれによりがたい場合は、気象庁において電子データで交付する(CD-R要持参)。

5. 証明書等提出期限等

- (1) 電子調達システム(GEPS)の利用
本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。
- (2) 提出期限 令和8年7月28日(火) 17時
- (3) 提出書類
 - (A) 電子入札方式 証明書等(資格決定通知書等)
 - (B) 紙入札方式 証明書等(資格決定通知書等)及び紙入札方式参加承諾願

6. 入札執行日時・場所及び入札書の提出方法

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により上記3まで提出すること。
- (2) 入札書提出期限 令和8年8月5日(水) 11時
- (3) 開札日時・場所 令和8年8月6日(木) 11時 気象庁8階入札室

7. 入札保証金

免除する。

8. 契約保証金

免除する。

9. そ の 他

- (1) 2. に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 契約書の作成の要否 要
本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

令和8年7月13日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 今井 和哉